

従つて我々が多年要望してゐる左の既定條項その他を此の際  
御採用実施せられ我等従業員の福利の増進と生活不安の一掃を  
以て運輸その他事業能率に好影響を與へ而して交通機関の使命  
を完成せしめ貳百萬市民の利便を確保せられん事を希願ふたの  
茲に嘆願書を提出する次第であります。

昭和參年九月

日

東京市電従業員自治會

東京市電氣局長事務取扱大河内一要殿

### 待遇改善嘆願條項

① 退職手当金給與規定を左の如く改正せられたし。

イ、退職手当を五割増額せられたし。

理由。退職手当は失業保険に準しく、又老後退職に於ける唯一の生活に  
對する保証である。現在支給されてゐる退職手当金は大阪市電等に比し  
て遙に少ない状態である。現在従業員の掛金日給百分の二を百分の三に  
加増し、退職手当金を五割増額せられたし。

ロ、退職手当金を月割を以て計算支給せられたし。

理由。事故其の他の事由により履罰される場合、現在では賞與が減矣され  
精勤賞は無効となり、尚進級に追影響するが如きは余りにも過酷に付今  
後は二重三重の履罰はせず、減矣ならそれ一つの履罰だけにせられる  
ようにされたし。

三、移転手当支給方法を改正せられたし。